

令和3年第6回 湯沢市教育委員会議事録

| | |
|------|--|
| 開会日時 | 令和3年10月26日（火） 午後1時30分 |
| 閉会日時 | 令和3年10月26日（火） 午後3時15分 |
| 場 所 | 湯沢市役所本庁舎 3階 庁議室 |
| 出席者 | 教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 後藤 美喜子 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 築瀬 均 教育委員 議席番号4 佐藤 恵 |
| 欠席者 | なし |
| 出席職員 | 教育部長 佐藤 司 教育総務課長 高橋 一 学校給食センター所長 松田 武彦 学校教育課長 寺田 玲子 生涯学習課長 高橋 秀明 文化財保護室長 高山 明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 邦彦 教育総務課総務班主査（書記） 小川 剛 |
| 傍聴人 | なし |

【会議に提出された議案】

- 議案第11号 湯沢市学校給食センター条例の一部改正の申出について
- 議案第12号 湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正の申出について
- 議案第13号 湯沢市文化交流センター条例の一部改正の申出について
- 議案第14号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の申出について

【前回議事録の承認】

今回承認を要する議事録なし。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び2番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・市公開研究会、コミュニティスクール研修会の開催について

【議 事】

- 議案第11号 湯沢市学校給食センター条例の一部改正の申出について

（教育総務課長が資料に基づき説明）

令和3年第6回 湯沢市教育委員会議事録

<質疑等>

なし

○議案第12号 湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正の申出について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

| | |
|--------|--|
| 委員 | 給食に地場産のものを取り入れてほしいとこれまで言ってきたが、地場産のもので不足するときは大手から仕入れた方がやりやすいということを聞いたので、上手にやりくりしてほしい。 |
| 委員 | 材料費が値上がりしているなかで、今までこの値段で抑えていただいたことはありがたいことで、1食当たり30円の値上げはやむを得ないと思う。 |
| 委員 | 県内の学校給食費で一番高い市町村はどこか。 |
| 教育総務課長 | 小学校では大館市の318円、中学校でも大館市の355円であり、1,640食を調理している。湯沢市は約2,700食である。 |
| 教育部長 | 今回の改正により、概ね県平均額程度となるものである。 |

○議案第13号 湯沢市文化交流センター条例の一部改正の申出について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

| | |
|--------|--|
| 委員 | 建物はそのまま名称だけを変えるということなのか。使用料金も変えずに。だとすれば、名称だけ変える理由が分からない。 |
| 生涯学習課長 | コミュニティ活動の実践の場としてコミュニティセンターがあった訳だが、近年の利用状況を見ると生涯学習の場になってきている。将来的にもこうした使い方が継続されていくだろうし、そういった市民のニーズがあるということを踏まえ、設置目的が同一・類似している文化交流センターの条例に規定しなおすことで、施設の設置目的ごと変えるという提案である。 |
| 委員 | 了解した。より充実した使われ方ができると思う。 |
| 教育部長 | 地域自治振興の施設と教育の施設を区分した方がいいのではないかとということで、岩崎コミュニティセンターをふるさとふ |

令和3年第6回 湯沢市教育委員会議事録

| | |
|--|---|
| | れあいセンターに統合することに伴って併せて改正するものであり、教育施設と一般公共施設を目的毎に区分して明文化することが目的である。 |
|--|---|

○議案第14号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の申出について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

| | |
|--------|---------------------------------|
| 委員 | 繰上返還については、自分で決めた額を返還できるようになるのか。 |
| 教育総務課長 | 本人の申出により可能となる。 |
| 委員 | 良いことだと思うので、間違いの無いように処理してほしい。 |
| 委員 | 柔軟な対応をしてもらい良かったと思う。 |

議案等の処理結果

| 議案等の番号 | 件 名 | 議決結果 |
|--------|----------------------------|------|
| 議案第11号 | 湯沢市学校給食センター条例の一部改正の申出について | 可 決 |
| 議案第12号 | 湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正の申出について | 可 決 |
| 議案第13号 | 湯沢市文化交流センター条例の一部改正の申出について | 可 決 |
| 議案第14号 | 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の申出について | 可 決 |

令和3年 第6回 湯沢市教育委員会

日 時 令和3年10月26日(火) 午後1時30分
場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

議案第11号 湯沢市学校給食センター条例の一部改正の申出について

議案第12号 湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正の申出について

議案第13号 湯沢市文化交流センター条例の一部改正の申出について

議案第14号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の申出について

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和3年 第6回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第11号 湯沢市学校給食センター条例の一部改正の申出について
- 議案第12号 湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正の申出について
- 議案第13号 湯沢市文化交流センター条例の一部改正の申出について
- 議案第14号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正の申出について

議事録署名委員

1番 後藤 美喜子 委員

2番 久米 道人 委員

議案第11号

湯沢市学校給食センター条例の一部改正の申出について

湯沢市学校給食センター条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和3年10月26日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和4年4月1日から皆瀬学校給食共同調理場を廃止し、湯沢学校給食共同調理場へ機能を移転・集約のうえ、学校給食センターとしてその機能を継続するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市学校給食センター条例の一部を改正する条例

令和3年 月 日

条例第 号

湯沢市学校給食センター条例（平成17年湯沢市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第4条中「及び調理場」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

湯沢市学校給食センター条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | |
|--|---------------|----|-------------|--------------|-------------|---------------|--|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 湯沢市学校給食センター</p> <p>(2) 位置 湯沢市岩崎字狐崎8番地1</p> <p><u>2 給食センターに、次の学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）を置く。</u></p> <table border="1" data-bbox="240 734 772 1010"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢学校給食共同調理場</td> <td>湯沢市岩崎字狐崎8番地1</td> </tr> <tr> <td>皆瀬学校給食共同調理場</td> <td>湯沢市皆瀬字下菅生27番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第4条 給食センター<u>及び調理場</u>に必要な職員を置く。</p> | 名称 | 位置 | 湯沢学校給食共同調理場 | 湯沢市岩崎字狐崎8番地1 | 皆瀬学校給食共同調理場 | 湯沢市皆瀬字下菅生27番地 | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 湯沢市学校給食センター</p> <p>(2) 位置 湯沢市岩崎字狐崎8番地1</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 給食センターに必要な職員を置く。</p> |
| 名称 | 位置 | | | | | | |
| 湯沢学校給食共同調理場 | 湯沢市岩崎字狐崎8番地1 | | | | | | |
| 皆瀬学校給食共同調理場 | 湯沢市皆瀬字下菅生27番地 | | | | | | |

議案第12号

湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正の申出について

湯沢市学校給食費に関する条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和3年10月26日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和4年4月1日から小中学校の学校給食費を改定するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

令和3年 月 日

条例第 号

湯沢市学校給食費に関する条例（平成28年湯沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

| 区分 | 年額 |
|-------------------------|---------|
| 小学校において実施する学校給食に係る学校給食費 | 56,000円 |
| 中学校において実施する学校給食に係る学校給食費 | 64,000円 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

学校給食費の額 新旧比較表

条例で定める給食費の上限

| 区分 | 年額 (現行) | 年額 (改正案) | 値上げ額 |
|--------|------------|-------------|--------|
| 小学校の児童 | 50,000円 | 56,000円 | 6,000円 |
| 中学校の生徒 | 58,000円 | 64,000円 | |

規則で定める学校給食費 1食当たりの額 (条例改正後に改正)

| 区分 | 1食当たりの額 (現行) | 1食当たりの額 (改正案) | 値上げ額 |
|--------|-----------------|------------------|------|
| 小学校の児童 | 250円 | 280円 | 30円 |
| 中学校の生徒 | 290円 | 320円 | |

議案第13号

湯沢市文化交流センター条例の一部改正の申出について

湯沢市文化交流センター条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和3年10月26日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

令和4年4月1日から湯沢コミュニティセンターを南部文化交流センターに改めるとともに、岩崎コミュニティセンターをふるさとふれあいセンターの施設とするため、所要の改正を行うものです。

湯沢市文化交流センター条例の一部を改正する条例

令和3年 月 日

条例第 号

湯沢市文化交流センター条例（令和元年湯沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を削り、同条に次の表を加える。

| 名称 | 位置 |
|------------|---------------|
| 文化交流センター | 湯沢市字沖鶴69番地5 |
| 南部文化交流センター | 湯沢市千石町二丁目4番8号 |

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 文化交流センター普通使用料

| 室名 | 区分 | 開館から正午まで | 正午から午後5時まで | 午後5時から閉館まで | 冷暖房料(1時間につき) | 燃料代(ガス台1時間につき) |
|---------|----|----------|------------|------------|--------------|----------------|
| 第1研修室 | | 750円 | 750円 | 860円 | 530円 | 100円 |
| 第2研修室 | | 750円 | 750円 | 860円 | 530円 | |
| 多目的ホール | | 1,610円 | 1,610円 | 2,160円 | 860円 | |
| 展示交流ホール | | 1,610円 | 1,610円 | 2,160円 | 860円 | |
| 調理室 | | 530円 | 530円 | 650円 | 100円 | |

2 文化交流センター特別使用料

入場料を徴する場合又は営利を目的とする場合の使用料は、普通使用料の3倍(県外に住所又は主たる事務所を有する者は5倍)の金額を徴収する。

3 南部文化交流センター普通使用料

| 室名 | 区分 | 開館から正午まで | 正午から午後5時まで | 午後5時から閉館まで | 冷暖房料(使用時間区分ごと) |
|-------|----|----------|------------|------------|----------------|
| 体育館 | | 520円 | 520円 | 520円 | 250円 |
| その他各室 | | 300円 | 300円 | 300円 | 150円 |

4 南部文化交流センター特別使用料

興行、講習、物品の販売等営利を目的として使用する場合は、普通使用料のほかに特別使用料として使用時間区分ごとに2,610円を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(湯沢市コミュニティセンター条例の廃止)

- 2 湯沢市コミュニティセンター条例(平成17年湯沢市条例第83号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、湯沢市コミュニティセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

湯沢市文化交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | |
|---|--|----|----|----------|--------------|------------|-------------------|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称</u> 湯沢市文化交流センター</p> <p>(2) <u>位置</u> 湯沢市字沖鶴69番地 5</p> | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 555 1361 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 555 1094 613">名称</th> <th data-bbox="1096 555 1361 613">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 616 1094 730">文化交流センター</td> <td data-bbox="1096 616 1361 730">湯沢市字沖鶴69番地 5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 732 1094 846">南部文化交流センター</td> <td data-bbox="1096 732 1361 846">湯沢市千石町二丁目 4 番 8 号</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 文化交流センター | 湯沢市字沖鶴69番地 5 | 南部文化交流センター | 湯沢市千石町二丁目 4 番 8 号 |
| 名称 | 位置 | | | | | | |
| 文化交流センター | 湯沢市字沖鶴69番地 5 | | | | | | |
| 南部文化交流センター | 湯沢市千石町二丁目 4 番 8 号 | | | | | | |

湯沢市コミュニティセンターの再編について

1 経緯等

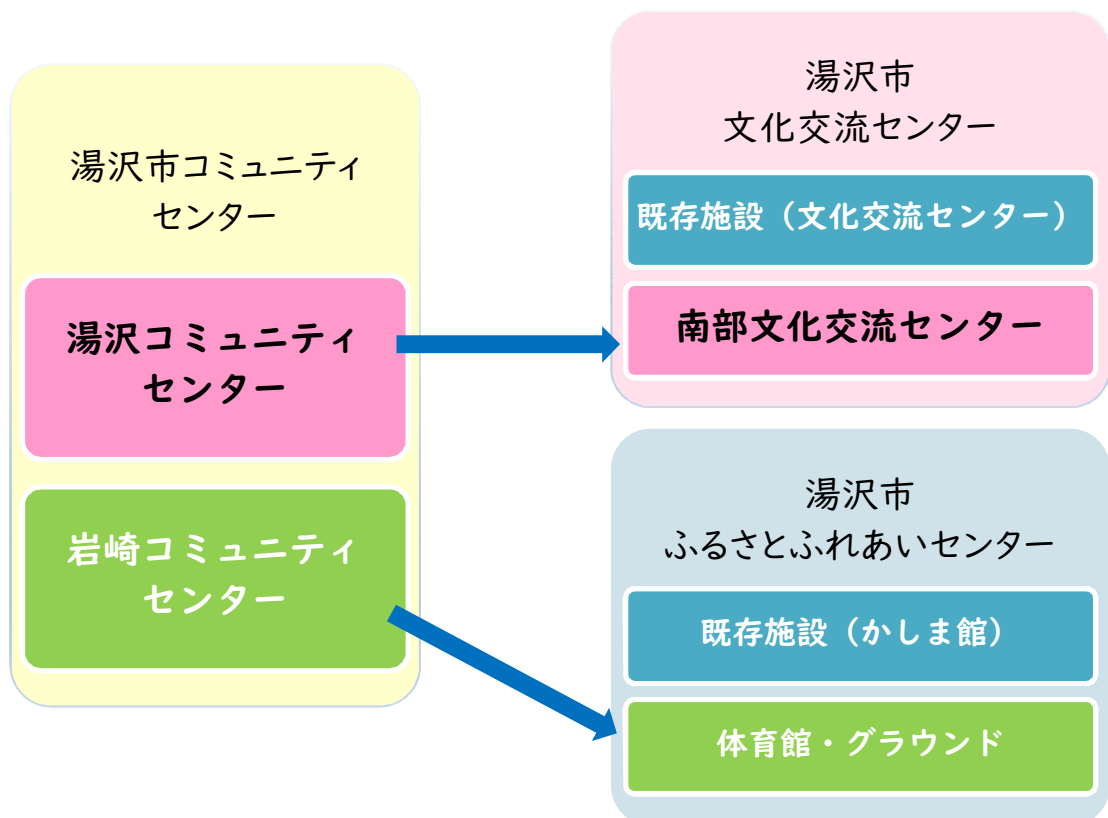
湯沢市コミュニティセンター条例（平成17年湯沢市条例第83号）には、現在湯沢と岩崎の2施設が規定されていますが、令和4年度に「岩崎コミュニティセンター」が「ふるさとふれあいセンター」に統合されることに伴い、「湯沢コミュニティセンター」のみとなります。

近年の「湯沢コミュニティセンター」は、サークル・団体や中・高生の部活動など、生涯学習活動による利用が大部分を占めており、生涯学習及び交流の場として有効活用されています。

社会情勢の変化によるニーズの高まりから、今後もこうした役割を担う施設を継続的に提供していくことが求められる一方、開設当初のコミュニティセンターとしての設置目的と現在の活用状況にずれが生じていることから、改めて生涯学習及び交流の場として位置づけ、引き続き市民ニーズに沿ったサービスを提供していくため、コミュニティセンターを次のとおり再編し、名称を変更するものです。

なお、使用料を含め、施設利用にあたっての手続き等に変更はありません。

2 再編内容



3 今後のスケジュール

| | | |
|------------|----------|----------------|
| 令和3年10月26日 | 教育委員会 | 市長への改正申出に関する協議 |
| 11月5日 | 庁議（定例会用） | 条例改正案に関する協議 |
| 11月18日 | 全員協議会 | 条例改正案に関する協議 |
| 12月 | 本会議・委員会 | 条例改正案に関する審査・議決 |
| | 改正条例公布 | |
| 令和4年4月1日 | 条例施行 | |

【参考】

関係条例における設置目的の規定

○湯沢市コミュニティセンター条例（平成17年湯沢市条例第83号）

（設置）

第1条 市民の連帯意識を高揚し、豊かな人間性の形成を通じて、生活文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的として、コミュニティセンターを設置する。

○湯沢市文化交流センター条例（令和元年湯沢市条例第17条）

（設置）

第1条 市民の教養の向上及び文化の振興、各種団体の学習、研修等の活動を通じた生涯学習及び相互の交流促進に寄与することを目的として、湯沢市文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

議案第14号

湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の申出について

湯沢市奨学金貸付条例施行規則を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和3年10月26日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

奨学金の返還に関して選択肢を増やし利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものです。

湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

令和3年 月 日

規則第 号

湯沢市奨学金貸付条例施行規則（平成25年湯沢市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「添付し」を「添えて」に改める。

第8条ただし書を削る。

第13条第1項中「添付して」を「添えて、」に改める。

第16条第2項中「添付して」を「添えて」に改める。

第17条中「添付し」を「添えて」に改める。

第18条第2項中「を選択できるものとし」を「のいずれかの方法を選択し、年賦、半年賦又は月賦により」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 年賦による納付期限は、12月25日とする。

(2) 半年賦による納付期限は、第1期を6月30日、第2期を12月25日とする。

第18条第2項に次の2号を加える。

(3) 月賦による納付期限は、毎月末日とする。ただし、12月に限り25日とする。

(4) 前3号の場合において、納付期限が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日を納付期限とする。

第18条第3項中「前項第1号」を「第2項第2号」に、「同項第2号」を「同項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 口座振替による納付は、市長の指定する金融機関の奨学生名義の口座から振り替えるものとする。

第19条第1項中「一括して繰上返還を」を「全部又は一部を繰上返還」に改める。

第20条第2項中「添付して」を「添えて」に改める。

第21条第2項中「添付し」を「添えて」に改める。

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

奨学金返還明細書

| | |
|-----------|----------------|
| 奨 学 生 番 号 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 連絡先電話番号 | |
| 借 用 金 額 | |
| 返 還 方 法 | 年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦 |
| 納 付 方 法 | 口座振替 ・ 納入通知書 |
| 返 還 期 間 | 年 月から 年 月 (回) |
| 割 賦 額 | 初回 円 (2回目以降 円) |
| 備 考 | |

- ※ 返還期間は最長10年となります。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく4年制以上の大学を卒業した方については、正規の修学期間の3倍の年数以内となります。
- ※ 返還の開始期は、貸付けが完了した日又は猶予期間が満了した日以降の12月となります。
- ※ 年賦は、12月25日を納付期限とする返還となります。
- ※ 半年賦は、6月30日及び12月25日を納付期限とする年2回での返還となります。
- ※ 月賦は、毎月末日（12月は25日）を納付期限とする返還となります。
- ※ 使用可能な金融機関は、北都銀行・秋田銀行・北日本銀行・羽後信用金庫・東北労働金庫・こまち農業協同組合・ゆうちょ銀行となります。

様式第17号（第19条関係）

奨学金繰上返済申出書

年 月 日

湯沢市長 様

奨 学 生 住 所

氏 名

(奨学生番号：)

私が貸付けを受けた湯沢市奨学金について、次のとおり未返還額を繰上返済したく申し出ます。

記

総 貸 付 金 額 円

返 還 予 定 期 間 年 月 から 年 月 まで

既 返 還 額 円

未 返 還 額 円

返 還 区 分 全部 ・ 一部

繰 上 返 還 額 円

繰 上 返 還 時 期 年 月

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奨学金の返還方法・繰上返還 新旧比較表

第18条 返還方法

| 返還方法 | 変更前 | | 変更後 | |
|------|-----|------|-----|------|
| | 納付書 | 口座振替 | 納付書 | 口座振替 |
| 月賦 | — | ○ | ○ | ○ |
| 半年賦 | ○ | — | ○ | ○ |
| 年賦 | — | — | ○ | ○ |

第19条 繰上返還

| 返還方法 | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----|-----|
| 全部繰上返還 | ○ | ○ |
| 一部繰上返還 | — | ○ |